

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年八月十二日
掲載頁 七十四頁(号外第一八〇号)
令和八年八月十九日
神奈川県大和市深見八九九番地

代表取締役 大塚 文男
株式会社大塚

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年八月十三日
掲載頁 六十一頁(号外第一八一号)
令和八年八月十九日
大阪府大阪市天王寺区空清町九番九号

代表取締役 吉村 栄人
日新産業株式会社

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千五百二十八万五千四百円、資本準備金の額を三億二千二百四十八万六千六百七十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年七月二十四日
掲載頁 七十七頁(号外第一六六号)
令和八年八月十九日
東京都中央区日本橋久松町一二番八号

代表取締役 韓 英志
クラフトバンク株式会社

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円、資本準備金の額を二千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額と、資本準備金の額は、それぞれ同日前を下回ることはありません。

このため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年八月十四日
掲載頁 八十二頁(号外第一八二号)
令和八年八月十九日
東京都港区南青山二丁目二番一五号ウイン

代表取締役 小笠原 等
株式会社ハーブアレンジメント

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年九月四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年八月十九日
東京都東久留米市上の原一丁目三番四六号
代表取締役 関根 大介
株式会社マイ

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年九月三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式一株につき十株の割合をもって株式分割を行い、令和八年九月四日を効力発生日とすることにいたしましたので、公告いたします。

令和八年八月十九日
東京都千代田区六番町二丁目一九番P.M.O
市ヶ谷五階
代表取締役 朝倉 未来
株式会社SOLID AUTIONS

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年九月三日を基準日と定め、同日午前〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年八月十九日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一ニ号
代表取締役 山崎祐一郎
株式会社マイクロニディ

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十九日
岩手県盛岡市津志田町二丁目五番五号
代表取締役 水本 孝
株式会社水清建設

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十九日
東京都渋谷区大山町三六番一七号
代表取締役 成澤 直己
株式会社共

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十九日
山口県宇部市善和五九一―三
代表取締役 上村 隆晃
日立建設株式会社

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ケンブリッジと合併して解散することにしたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年九月三十日まで、当社にご提出下さい。

令和八年八月十九日
東京都中野区新井四丁目一八番一〇号福島ビルディング一〇一号
代表取締役 福島 賢哉
株式会社賢フレンズ設計事務所

限定承認公告

本籍栃木県小山市大字間々田一二九一―番地、最後の住所東京都豊島区目白二丁目五番二三号グリーンガーデン目白五〇一―号
被相続人 亡 高島 恵介

右被相続人は令和八年二月六日死亡し、その相続人は令和八年八月六日東京家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年八月十九日
東京都中央区新富二丁目五番一〇号新富ビル三階
弁護士法人谷井総合法律事務所
限定承認者高島セツ子
右代理人弁護士 谷井 秀夫

限定承認公告

本籍兵庫県宝塚市逆瀬台一丁目八番、最後の住所兵庫県宝塚市逆瀬台一丁目八番D―二〇七号
被相続人 亡 菊池 春雄

右被相続人は令和八年七月三日死亡し、その相続人は令和八年八月六日神戸家庭裁判所伊丹支部に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは併済から除斥します。

令和八年八月十九日
兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口八九二番地の一
相続財産清算人 奥野真由美

正 誤

ページ段 行 誤 正

令和八年七月三日(号外第百五十号) 公布内閣官房告示第一号(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する件)

(原稿誤り)
六下 一三 千代田区 港区

令和八年五月二十一日(号外第百十二号) 国土交通省告示第六百三十六号(土砂災害防止対策基本指針を変更する件)

(原稿誤り)
一四八 改正後欄 市町村単位を
終りから 改正前欄 市町村単位が
一七 市町村単位が